明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドラインを定める件（厚生労働三五七）　一
〔人事異動〕
北海道　岩手県　山形県　栃木県　群馬県　埼玉県　東京都　神奈川県　新潟県　石川県　長野県　岐阜県　愛知県　大阪府　兵庫県　広島県　山口県　香川県　愛媛県　福岡県　鹿児島県　札幌市　仙台市　横浜市　川崎市　静岡市　名古屋市　京都市　大阪市　堺市　神戸市　広島市　七
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十四年度国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）公告（人事院）　一三
平成二十四年度国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））公告（同）　一五
平成二十四年度税務職員採用試験公告（同）　一六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一八
特殊法人等
独立行政法人理化学研究所、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、地方公務員共済組合連合会役員の就任、東日本高速道路株式会社工事開始、高圧ガス保安協会が高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき実施する保安検査等を行う事務所の名称、所在地及びその管轄区域関係　四九
地方公共団体
行旅死亡人関係　五二
会社その他
会社決算公告　五七

告示

○厚生労働省告示第三百五十七号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第二百五十九号）の全部を次のように改正し、平成二十四年七月一日から適用する。

平成二十四年五月十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン

目次

第1　趣旨
第2　定義
第3　適用対象者の範囲
第4　雇用管理情報の利用目的に関する義務
第5　雇用管理情報の取得に関する義務
第6　個人データの管理に関する義務
第7　個人データの第三者提供に関する義務
第8　保有個人データの開示等に関する義務
第9　苦情処理に関する義務
第10　その他事業者が配慮すべき事項
第11　法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応
第12　勧告、命令等についての考え方
第13　他の個人情報保護に関するガイドラインへの留意
第14　ガイドラインの見直しについて

第1　趣旨

このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、及び法第7条第1項に基づき定められた基本方針（「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月閣議決定）をいう。）を踏まえ、事業者が雇用管理（船員に関するものを除く。以下同じ。）に関する個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該活動の実情や特性等を踏まえ、事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。

法は、法第1条の規定により、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の有用性に配慮しつつ、消費者等、個人の権利利益を保護することを目的としており、当該目的は、本ガイドラインにおいても同様である。

このガイドラインにおいて「ならない」（「努めなければならない」を除く。）とされている規定については、法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者の法的義務であるため、事業者が当該規定に従わない場合には、法違反と判断される可能性がある。一方、当該事業者でない者が当該規定に従わない場合には、法違反と判断されることはない。

また、このガイドラインにおいて「望ましい」とされている規定に従わない場合については、事業者か否かを問わず、法違反と判断されることはない。

なお、法違反と判断されることがない場合においても、法第3条に定める法の基本理念を踏まえ、可能な限り取り組むことが望まれる。

第2　定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1　個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。